別記様式第２１号（規格Ａ４）（第４条関係）（その１）

年　　月　　日

　　　群馬県知事　あて

医療機関　所在地

電話（　　）　　―　　　番

名　　　称

管理者氏名

　　医療法第15条第３項及び医療法施行規則第24条の２の規定により、診療用エックス線装置の設置を下記のとおり届け出ます。

記

　１　設置年月日

|  |
| --- |
| 年　　月　　日 |

　２　使用開始予定年月日

|  |
| --- |
| 年　　月　　日 |

　３　その他届出事項

　　　後掲の表記載のとおり

（その２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （※高電圧発生装置について記載）　　　　　　 | №① | №② | №③ |
| エ　ッ　ク　ス　線　装　置 | 製作者名 |  |  |  |
| 型式・製造年月 | ；　年　月製造 | ；　年　月製造 | ；　年　月製造 |
| 医療用具承認番号 |  |  |  |
| 　　　　　　連　続定格出力　　短時間　　　　　　蓄放式 | ｋＶ　ｍＡ　　　　ｋＶ　ｍＡ　ｓｅｃｋＶ　μＦ　　　　 | ｋＶ　ｍＡ　　　　ｋＶ　ｍＡ　ｓｅｃｋＶ　μＦ　　　　 | ｋＶ　ｍＡ　　　　ｋＶ　ｍＡ　ｓｅｃｋＶ　μＦ　　　　 |
| エックス線管の数 |  |  |  |
| 用途 | 一般撮影･透視･ＣＴ･(　) | 一般撮影･透視･ＣＴ･(　) | 一般撮影･透視･ＣＴ･(　) |
| 使用室 | 診療室､手術室､移動型等 | 診療室､手術室､移動型等 | 診療室､手術室､移動型等 |
| 　　装備、構造、能力等の状況（※該当する方に〇を付すほか、測定値等を記載) | №① | №② | №③ |
| エックス線装置の防護 | 共通 | １利用線以外のエックス線線量の遮へい | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| ２附加ろ過板の設置（利用線の総ろ過） | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| 透視用 | １患者への入射線量率 | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| ２タイマーの設置（透視時間積算、警告音等） | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| ３エックス線管焦点皮膚間の距離制御装置 | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| ４エックス線照射野の絞り装置 | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| ５受像器通過後エックス線の空気カーマ率 | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| ６最大照射野を３㎝超える部分の空気カーマ率 | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| ７被照射体周囲の有効な遮へい装置 | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| 撮影用 | １エックス線照射野の絞り装置 | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| ２エックス線管焦点皮膚間距離 | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| ＊１ | ３移動型等及び手術中に使用する装置の遠隔操作構造 | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| 部検接影胸集間撮 | １利用線形及びエックス線照射野の絞り装置 | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| ２受像器の一次防護遮へい体の能力 | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| ３被照射体周囲の遮へい物及び能力又は従事者の室外退避 | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| 治療用 | （近接照射治療装置を除く）ろ過板が引き抜かれた際のインターロック | 適・否 | 適・否 | 適・否 |
| 診療室 | 診療室（又は手術室）名 |  |  |  |
| 診療室の構造（※耐火構造、不燃材料又はその他の別を記載すること。） |  |  |  |
| 画壁外側における実効線量（※最大値を記載すること。単位：mSv／週） |  |  |  |
| 操作室（又は必要な防護措置） | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 診療室の標識 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 管理区域 | 区域外側における実効線量（※最大値を記載すること。単位：mSv／３月） |  |  |  |
| 標識 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 立入禁止等の措置 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| その他 | 注意事項の掲示（従事者・患者） | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 敷地内居住区域・敷地境界の実効線量（※最大値を記載すること。単位：mSv／３月） |  |  |  |
| 放射線診療従事者等の被ばく防止 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 患者の被ばく防止 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| その他防護措置（※措置の内容を記載すること。） |  |  |  |

＊１：撮影用とは、撮影用エックス線装置のうち、胸部集検用間接撮影エックス線装置を除くものをいう。（その３）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 診 療 に 従 事 す る 医 師 等 | 職名・職種 | 氏名 | 免許登録年月日 | 免許登録番号 | エックス線診療に関する経歴 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

添付書類

　　１　エックス線診療室図（エックス線装置のほか、隣接室及び上下階の室を明示した平面図及び側面図）

　　２　施設の防護に関する検査・測定結果（責任者の所属、職氏名を記したものに限る。）又は遮へい計算書

　　３　管理区域を明示したエックス線診療関係施設の平面図

　　　注１）この届出は、個々のエックス線装置ではなく、病院（診療所）としてのエックス線装置全体に関する設置の届けであり、個々のエックス線装置の新設、廃止等は別記様式第28号によるエックス線装置変更届によること。

　　　　２）エックス線診療室図は、原則として縮尺50分の１以上のものとし、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（ｍ）並びに防護物の材料及び厚さを記入すること。